

請求書の押印省略に関するQ & A

No.	質 問	回 答
1	請求書の押印が省略できるのはいつからですか。	令和7年4月1日以降に発行されるものが対象となります。
2	全ての請求書の押印が省略できるのですか。	法令・規則等により押印が必要とされているもの以外は、押印が省略できます。
3	今までどおり請求書に押印してもよいですか。	従来通り押印しても構いません。 今回の見直しは押印の省略を可能とするものであり、押印を妨げるものではありません。
4	押印を省略する場合は、発行責任者及び担当者名、連絡先を必ず記載しなければならないのですか。	市の請求書様式を使用する場合は、必ず記載してください（真正性の担保のため）。ただし、法人等の専用様式で請求書を提出される場合は、これまでどおり記載がなくても構いません。
5	以前の市の請求書様式を使用した場合、発行責任者及び担当者名、連絡先の欄がありません。どのようにすればよいですか。	請求書の余白に、発行責任者及び担当者名、連絡先を記載してください。
6	発行責任者及び担当者とは誰を指しますか。	発行責任者とは、請求書発行について責任を有する方を指します。担当者とは、請求書発行の事務を担当する方を指します。
7	発行責任者と担当者が同一人である場合は、どのようにすればよいですか。	発行責任者と担当者が同一人であっても問題ありません。その場合は、担当者欄に「同上」と記載してください。
8	発行責任者及び担当者欄の記載は、苗字だけでよいですか。	氏名（フルネーム）の記載が必要です。
9	請求者が個人の場合でも発行責任者及び担当者名、連絡先の記載は必要ですか。	請求者が個人（個人事業主を含む。）の場合は、連絡先のみ記載があれば問題ありません。
10	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	原則、固定電話の番号の記載をお願いします。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話の番号で構いません。
11	押印のある請求書についても、発行責任者及び担当者名、連絡先の記載が必要ですか。	押印のある請求書の場合は、発行責任者及び担当者名、連絡先の記載は不要です。
12	押印を省略した請求書を訂正する場合は、どのようにすればよいですか。	訂正はできません。新たに作成した請求書を提出してください。
13	発行責任者や担当者を記載した場合、法人の代表者職氏名の記載も省略できますか。	省略できません。従来どおり代表者職氏名を記載してください。